

令和元年度第1回群馬県保健医療計画会議（旧群馬県保健医療対策協議会）

議事概要

- 日 時：令和元年7月2日（火）
午後6時30分から8時00分まで
- 場 所：県庁7階審議会室

議題（1）会議体の見直しについて

○資料1等に基づき事務局から説明。

●会議体の見直しについて了承。今後の手続きについては事務局で進める。

議題（2）第8次群馬県保健医療計画の変更について

・医師の確保に関する事項（医師確保計画） ※患者の流出入調整を含む。

○資料2-1から資料2-4に基づき事務局から説明。

○意見、質疑等の概要は次のとおり。

（委員）患者流出入調整について、埼玉県とは何を話し合うのか。

（事務局）埼玉県とは地域の実状を踏まえた患者の流出入状況について話し合い、調整する。本県としては、患者の流出入状況を全て見込むことにしたいと考えており、その理由は、現計画の地域医療構想における他県との患者流出入調整結果と考え方を揃えることと、医師偏在指標は今後4年間を見据えた足下の状況を反映したものであり、現在の受療状況をベースとすべきと考えるためである。

（委員）周産期医療圏及び小児医療圏の構成範囲について、前橋医療圏を北部及び北毛医療圏に含めていることに違和感があるので、調整すべきである。

（事務局）本県としても前橋医療圏は中部及び中毛医療圏とすることが望ましいと考えており、国へ調整するよう文書で要望したい。

（委員）小児科医の定義は何か。

（事務局）医師・歯科医師・薬剤師調査において、主たる診療科を小児科と回答した医師としている。

（委員）前橋医療圏のように医師が多数の地域では、小児科医が小児を診ているが、医師が少数の地域では、内科医が小児を診ており、地域で実態が異なることに配慮すべきと考える。

（委員）医師偏在指標とは何か。

（事務局）国が示した算定式により算出したものであり、全国の医療圏を比較して順位付けするものである。

（委員）沼田医療圏の医師偏在指標は現場感覚と異なると思うが、患者の流出入を見込んでいないのではないか。

（事務局）患者の流出入を全て見込んでいる。

（委員）医師偏在指標に用いている医師数はどのように算出しているのか。

（事務局）医師は性別、年齢階級別に平均労働時間が異なるので、それを考慮して算出している。

（委員）資料2-4の7ページ目では、医師多数区域から医師少数区域へ医師を派遣することとしているが、具体的にはどうするのか。

（事務局）医学部定員への地域枠や地元出身者枠の設置等による活用が考えられるが、具体的な方法はこれから検討していきたい。

（委員）国が医師数を制限する施策を行ったことで、現状の医師不足を招いてしまっている。医師を確保するため、実効性のある施策を行う必要がある。

(事務局) 別途設置予定の群馬県地域医療対策協議会において、病院関係者に医師確保の実効性に資する議論をしてもらい、具体的な施策を検討していきたい。

・外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項(外来医療計画)

○資料2-5に基づき事務局から説明。

○意見、質疑等の概要は次のとおり。

(委員) 国の意向をそのまま受け入れるのではなく、県独自の考えを示すべきである。本計画の策定により、外来医療の抑制に繋がるおそれがある。東京都等都市部では土地代が高くて開業できず、既存の開業医も年齢がかなり高くなっている状態であると聞く。まずは外来医療の状況を可視化することに注力し、外来医療が不足しているところを新規開業者へ知らせる仕組みにすべきと考える。

(事務局) 外来医療計画は開業を抑制するものではなく、外来医療の提供状況を可視化して、新規開業者の行動変容を促すものである。

(委員) 不足する外来医療機能を担わないと開業できなくなるのではないか。

(事務局) 不足する外来医療機能を担うよう求めるのは開業後の届出時である。よって、不足する外来医療機能を担わないと開業できないということにはならないと考える。

(委員) 開業後に不足する外来医療機能を求めるのであれば、実効性に問題があると考ええる。また、不足する外来医療機能を担うよう求めることは自由開業制に反するのではないか。

(事務局) 本計画の策定によって、開業を制限したり、義務を課したりするものではない。外来医療機能を可視化し、新規開業者の行動変容を促して、外来医療の偏在解消を図るものである。

(委員) 外来医療計画は外来医療機能の可視化が目的であり、開業の判断は医師にある。

(委員) これまで医師会に入会している医師に対しては、開業の際に不足する外来医療機能を担うよう求めてきた。医師会に入会していない若い医師に協力を求めることは良いことだと思う。

(会長(進行)) 医師確保計画、外来医療計画の両計画については、骨子案を基に、今後、各地域保健医療対策協議会で意見を伺いながら、具体的な計画案を策定していきたい。

●患者の流出入調整について案のとおり了承。結果を国へ報告する。

報告(1) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組について

○資料3に基づき事務局から説明。

報告(2) その他の報告事項

○資料4-1から資料4-3に基づき事務局から説明。

その他(群馬大学医学部附属病院の現状報告)

(委員) 本院は今年4月、4年ぶりに特定機能病院に承認されるとともに、7月1日にはがん診療連携拠点病院に指定された。皆様のお力添えに感謝したい。

以上